平成２２年（フ）第１０号
北海道網走市駒場南４丁目９番３号
債務者　渡邊　俊明
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
埼玉県入間市仏子920－１平勲ハイツ１号館105号室、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1074番地４
債務者　岡本　千晶
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１３号
埼玉県所沢市緑町４丁目１番20―305号　ナウトピア
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷643番地２ジョイム毛呂山305号
債務者　中山　右彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４８号
埼玉県川越市大字的場2742番地　的場団地Ｋ１―206号室
債務者　山本　武司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５１号
埼玉県入間郡毛呂山町南台４丁目20―11フォーレストⅡ　101号室、住民票上の住所埼玉県比企郡滑川町大字山田249番地３
債務者　岩田　清美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６７号
埼玉県川越市大字笠幡4818番地９　アイリスⅢ―101号室
債務者　森越　眞一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１号
名古屋市名東区社が丘２丁目602番地　セカンドハウス喜怒愛楽402号
債務者　久野　正伸
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０３号
愛知県知多市日長台403番地　Ａ―405
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６４号
名古屋市北区若鶴町156番地の２　アスピア若鶴603号
債務者　永田志津子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
京都府亀岡市下矢田町２丁目33番２号
債務者　永野満壽美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
京都府南丹市園部町埴生赤尾９番地
債務者　佐々谷和雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１０１３６号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目33番25―203号、申立時の住所大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―405号
債務者　井上　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６９号
大阪府八尾市上之島町北１丁目37番地
債務者　Ｉ．Ｋ．Ｓこと　石立　大吾
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７６号
大阪府八尾市南木の本３丁目13番地の１　サン八尾南ハイツ422号
債務者　荒木　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８９号
大阪府豊能郡能勢町宿野1097番地
債務者　軽急便ＯＧＡＹＡ．ＴＲＵＳＴＶＡＮこと　小栢　良雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９０２号
大阪府門真市末広町34番29―501号、事業所所在地大阪府門真市桑才新町28―２
債務者　藤和工作所こと　藤原　　明
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部